

令和4年10月1日から

# 小児慢性特定疾病医療受給者証の指定医療機関 の追加・変更の手続きが不要になります。

令和4年10月1日以降、医療受給者証に記載されていない医療機関を受診する場合でも、当該医療機関が「指定小児慢性特定疾病医療機関(※)」であれば、新たに受診する指定医療機関として申請をしなくても、助成対象として受診できるようになります。

(※) 和歌山市内の「指定小児慢性特定疾病医療機関」は和歌山市HPをご確認ください。

[http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei\\_kaigo/1001098/1001655.html](http://www.city.wakayama.wakayama.jp/kurashi/kourei_kaigo/1001098/1001655.html)

「和歌山市 小児慢性特定疾病指定医療機関」で検索してください。



(※) 和歌山市以外の指定小児慢性特定疾病医療機関については、各都道府県・指定都市・中核市のHPにおいてご確認ください。

令和4年9月30日まで

医療 受給者証	A病院	所在地(市町村名)
	B薬局	所在地(市町村名)
	C薬局	所在地(市町村名)

受診する全ての医療機関を記載

令和4年10月1日から

「この証に記載がない  
場合でも指定医療機関  
であれば使用できます」  
と記載

## 《現在お持ちの医療受給者証について》

■ 現在お持ちの受給者証は、次回更新時までそのままご使用いただけます。  
令和4年10月1日以降に交付される受給者証から新表記に順次変更します。

■ 受給者証に記載のない医療機関・薬局・訪問看護ステーションを利用される場合は、この案内文をご提示いただきますようお願いいたします。(和歌山市内の指定医療機関へは別途通知いたします。和歌山市外の医療機関へご提示ください。)

## 《注意事項》

■ 受給者証の使用方法及び医療費助成制度の対象となる医療の範囲に変更はありません。

※ 指定医療機関以外では使用できません。

※ 認定された疾病及び当該疾病に付随して発生する傷病以外は対象となりません。

■ 和歌山市以外が発行する受給者証については、自治体によって取扱いが異なります。転居される場合はご注意ください。